

# カターレ富山をサポートする会会則

平成25年1月20日一部改正

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、カターレ富山をサポートする会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、第13条に規定する事務局長の自宅住所に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、プロサッカークラブ「カターレ富山」のサポート活動を通じて、サッカーフットボールの啓蒙、実践及び奉仕に関する事業を行い、富山県におけるサッカーフットボールの定着及び振興、更にはサッカーフットボールを含めたスポーツ文化の向上・青少年の健全育成・地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 「カターレ富山」のサポート事業
- (2) その他、本会の目的達成に必要なこと

## 第3章 構 成

(構 成)

第5条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 第6条に定める手続きにより入会した会員。
- (2) 家族会員 正会員の2親等以内の親族および配偶者で正会員の推薦したもの。
- (3) 特別会員 本会の功労者で役員会により推薦したもの。

2 本会は、前項の正会員の中から役員を選任する。

(入会及び会費)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の入会申込書を提出するものとする。

- 2 入会は、申込書の提出後、年会費を納めたところで成立する。
- 3 年会費は総会で別に定める。
- 4 退会した場合の会費の返還については、総会で別に定める。

(退会及び除名)

第7条 本会から退会しようとする者は、死亡による場合を除き、文書等による退会届けを提出したところで退会を認める。

2 本会の会則に違反する行為があった時または法令等に触れ 著しく本会並びに関係者に迷惑が及んだと認められた時、会長は役員会の承認を得てその者を除名することができる。

3 第6条第3項に定める年会費を納入期限内に納入しなかった者は当該年度前に退会したものとする。

## 第4章 会 議

(会 議)

第8条 本会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総 会
- (2) 役員会
- (3) 事務局会議

(総 会)

第9条 総会は本会の最高議決機関であって、正会員をもって構成し、毎年1回以上会長が招集する。ただし、正会員（議決権）の3分の1以上の要求があった時は、会長は直ちに総会を招集しなければならない。

2 議長は、原則として会長があたるものとする。

3 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の改正
- (2) 役員承認
- (3) 事業計画及び予算の決定
- (4) 事業報告及び決算承認
- (5) その他、総会が必要と認めた事項

4 総会は、出席正会員（議決権）の過半数の賛同を得て議決する。可否同数の場合は、議長が決するところとする。

(役員会)

第10条 役員会は、会長、副会長、監事と事務局長をもって構成する。

2 役員会は、会長が必要と認めるとき又は役員2名以上から会議の目的を示して開催の請求があった時に招集し実施する。

3 役員会は、次の事項を議決する。

- (1) 会長、副会長及び監事の選出
- (2) 事務局長承認
- (3) 総会の議決した事項の執行
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行

4 役員会の評決は、出席役員過半数の賛同を得て議決する。可否同数の場合は、会長が決するところとする。

(事務局会議)

第11条 事務局会議は、会長、副会長および事務局長をもって構成し、本会の運営に関する必要な事項を協議する。

## 第5章 役 員

(役員)

第12条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 監 事 2名
- (5) 相談役 1名

(役員職務)

第13条 会長は、会務を総括し本会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時は、その職務を代行する。

3 事務局長は、第16条に定めるところにより事務局運営を行う。

4 監事は、本会の会計及び会務執行の状況を監査しその結果を総会に報告する。

5 相談役は会運営について必要な助言を行う。

(役員選任)

第14条 会長、副会長及び監事は、役員会において選出し、総会の承認を得る。

2 相談役は会長が委嘱する。

(役員任期)

第15条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じたときは、すみやかに役員会において後任を選出するものとする。ただし、その任期は前任者の残任期間とする。

## 第6章 事 務 局

(事務局)

第16条 本会の事務及び会計を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名、事務局員若干名を置く。

3 事務局長は、役員会の承認を得て会長が委嘱する。

4 事務局員は、事務局を管理する。

5 事務局員は、事務局会議の承認を経て事務局長が委嘱する。

6 事務局員は、事務局長を補佐し、事務を処理する。

## 第7章 会 計

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日で終わる。

(会 計)

第18条 本会の会計は一般会計と特別会計（複数可）からなる。

(収 入)

第19条 本会の収入は、会費・その他によるものとする。

(支 出)

第20条 本会の支出は、第4条に定めるところの事業の実施及び会務に伴う経費とする。

## 第8章 会則の改正

(会則改正)

第21条 この会則は、総会出席者の3分の2以上（議決権）の賛成を得て改正することができる。

## 第9章 附 則

(附 則)

この会則は、平成20年2月2日より施行する。

(附 則)

この会則は、平成21年2月1日より施行する。

(附 則)

この会則は、平成23年1月30日より施行する。

(附 則)

この会則は、平成25年1月20日より施行する。